

# 建設工事における安全衛生経費の 適切な支払いに向けた取組

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
令和6年1月



# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

## < 目的、基本理念 >

### 目的、基本理念

#### < 目的 > （第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

#### < 基本理念 > （第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

## < 国等の責務、法制上の措置等 >

### 国等の責務、法制上の措置等

#### < 国等の責務 > （第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

#### < 法制上の措置等 > （第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

## < 基本計画等、基本的施策 >

### 基本計画等 （第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

### 基本的施策 （第10条から第14条まで関係）

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

## < 推進会議の設置 >

### 建設工事従事者安全健康確保推進会議 （第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（令和5年6月13日閣議決定）

## はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約350名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに周知等が必要である。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、若手をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

#### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- ・安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図る。
- ・安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び国民一般に対して理解してもらうよう戦略的に広報を実施する。

#### (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

### 2. 責任体制の明確化

### 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

- (1) 建設業者間の連携の促進
- (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

### 4. 建設工事の現場の安全性の点検等

- (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
- (2) 工法や資機材等の開発普及の促進

### 5. 安全及び健康に関する意識の啓発

- (1) 安全衛生教育の促進
- (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

## 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

- (1) 社会保険等の加入の徹底
- (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
- (3) 「働き方改革」の推進

### 2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
- (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

### 3. 健康確保対策の強化

- (1) 熱中症、騒音障害防止対策
- (2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

### (3) 新興・再興感染症への対応

### 4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境の改善

- (1) 女性の活躍促進
- (2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応
- (3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

### 4. 基本計画の推進体制

- (1) 関係者における連携、協力体制の強化
- (2) 調査・研究の充実

### 5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

## 設置趣旨

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年法律第111号)に基づく基本計画に記載された施策※を検討するため設置。

※安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策



平成30年6月7日  
第1回検討会

## 検討内容 (主なもの)

- 下請まで確実に支払われるような実効性のある施策
  - 安全衛生経費の範囲
  - 民間発注者等の理解を得るための方策
- 等

## 構成員

(令和4年6月27日現在) ◎:座長

### ■ 学識経験者

- 大幢 勝利 独立行政法人労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
- ◎蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
- 城戸 尚治 城戸産業医事務所 代表

### ■ 関係団体

- 本山 謙治 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
- 細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長
- 田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長
- 水野 龍平 日本建設産業職員労働組合協議会政策企画局
- 藤井 覚 (一社)日本建設業連合会安全委員会 安全対策部会専門委員
- 最川 隆由 (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員
- 山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事
- 鈴木 央 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 副理事長
- 関根 健太郎 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 東京建設躯体工業協同組合 常任理事
- 東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事
- 小岸 昭義 (株)OGISHI 代表取締役

## 検討経緯

平成30年6月7日 第1回 検討会

- ・検討会の設置、検討にあたっての論点

平成30年8月27日 第2回 検討会

- ・今後の検討の進め方(案)、実態把握調査計画(案)

平成31年1月31日 第3回 検討会

- ・検討の進め方、実態把握調査計画(確定)、関係施策のレビュー

平成31年3月～令和元年5月 元請・下請向け実態把握調査

令和元年6月24日 第4回 検討会

- ・元請・下請向け実態調査結果(速報)、今後の進め方

令和元年10月7日 第5回 検討会

- ・発注者向け実態調査結果(速報)、個人向けアンケート結果(速報)、施策(案)

令和元年12月9日 第6回 検討会

- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)(案)について

令和4年6月27日 第7回 検討会

- ・安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言) とりまとめ

【R4年度～】

提言で取りまとめられた安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策を推進

\*「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」とりまとめ(令和4年6月27日)

## 〈基本的な考え方〉

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

- ①安全衛生経費の「見える化」
- ②安全衛生経費に関する意識改革
- ③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

## 〈安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策〉

### (1) 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

- 元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、**建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る**
- 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る**

WGを設置し、具体的に検討(令和4年～)

### (2) 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報

- 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- 安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
- 全国安全週間などでの集中的な広報
- 発注者向けのリーフレットの作成
- 一人親方向けのリーフレットの作成

### (3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- 安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
- 人材の育成
- 各主体がまとめたガイドブック、事例等をホームページで一元化
- 建設業法第19条の3の徹底

# 安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

## 設置趣旨

「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」においてとりまとめられた、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」を踏まえ、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため設置。

## 検討内容 (主なもの)

- 「安全衛生対策項目の確認表」
- 安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」
- 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報 等

## 構成員

(令和5年3月現在)

◎: 座長

### ■ 学識経験者

◎ 蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

### ■ 関係団体

- 青木 富三雄 (一社)住宅生産団体連合会 環境・安全部長
- 池田 浩和 (一社)JBN・全国工務店協会 副会長
- 尾下 真規 (一社)日本建設業連合会  
安全委員会 安全対策部会専門委員
- 田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長
- 土屋 良直 建設業労働災害防止協会 上席調査役
- 東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事
- 藤巻 雄一 (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員
- 細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長
- 柳澤 庄一 (一社)建設産業専門団体連合会 専務理事・事務局長
- 山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事



令和4年11月11日  
第1回WG

## 検討経緯

令和4年11月11日 第1回 WG

- ・WGの設置、これまでの取組状況と今後の進め方、確認表作成工種(案)と検討の進め方(案)

令和5年2月1日 第2回 WG

- ・確認表作成の検討体制(報告)、安全衛生対策項目の確認表(案)、広報に関する事項

令和5年3月23日 第3回 WG

- ・安全衛生対策項目の確認表(案)、広報に関する事項

令和5年10月2日 第4回 WG

- ・確認表について(報告)、標準見積書の検討の進め方(案)

令和5年12月25日 第5回 WG

- ・標準見積書(案)、広報に関する事項

# 安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

## 〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型(案)】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		元請 (1次)	下請 (2次)	元請 (1次)	下請 (2次)	
管 安 全 衛 生 体 制 生	工事現場管理					
	リスクアセスメントによる安全衛生対策					
	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止					
	手摺、幅木等					
労 働 者 の 危 険 又 は 健 康 障 害 を 防 止 す る た め の 措 置 を	開口部養生					
	落下防護ネット・小幡ネット					
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
	警報設備					
	避難用設備					
	火災防止					
	危険物の対処(立入禁止措置)					
	調査の実施(埋設物調査・試掘等)					
機 械 並 び 危 害 物	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
	倉庫、材料保管等					
	健 康 の 保 持 環 境 の 増 進 の 形 の た め の 措 置 ・ 快 通 な 環 境	作業環境の測定				
		測定機器の用意				
		測定環境の設定				
		作業環境の構築				
		換気設備				
		空調設備、空気清浄設備				
照明器具						
電気設備						
給排水設備						
休憩室、仮眠設備						
そ の 他	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)					
	熱中症対策					
	応急処置・緊急時対応					
追 加 項 目 ( <u>当該工事で確認が必要な項目</u> )	その他の疾病・衛生対策					
	安全意識、注意喚起					
	交通規制に要する対策					
追 加 項 目 ( <u>当該工事で確認が必要な項目</u> )	公衆災害に要する対策(仮囲い等)					
	元請 (1次)	下請 (2次)	元請 (1次)	下請 (2次)		



令和5年8月9日  
不動産・建設経済局建設市場整備課

### 建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

国不専建第24号  
令和5年8月9日

建設業者団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

( 公 印 省 略 )

### 安全衛生対策項目の確認表の作成について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG（以下「WG」という。）」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）（別添1）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）説明書（以下「説明書」という。）（別添2）」を作成しました。

各専門工事業団体におかれましては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表\*（別添3）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いいたします。



また、すべての建設企業におかれましては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

なお、安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」に関しては、今年度にWGを開催し、検討を進めることとしております。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種（型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅）の確認表を先行的に検討・作成。（外部足場は検討中）

### 【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課  
専門工事業・建設関連業振興室 沖川、木下

Tel : 03-5253-8111（内線 24861、24813）

03-5253-8282（直通）

Fax : 03-5253-1555

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
安全管理体制	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施					
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止	手摺、幅木等				
		開口部養生				
		落下防護ネット・小幅ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
	警報設備					
	避難用設備					
火災防止						
危険物の対処（立入禁止措置）						
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）					
	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
	倉庫、材料保管等					
	粉じん障害防止					
	石綿障害予防					
	電離放射線障害防止					
	特定化学物質障害予防					
	鉛中毒予防					
労働者に対する就業措置	安全衛生教育					
	作業内容変更時の教育					
	新規入場者教育					
	送り出し教育					

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
健康の保持増進の形成のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定					
		測定機器の用意				
		測定環境の設定				
	作業環境の構築	換気設備				
		空調設備、空気清浄設備				
		照明器具				
		電気設備				
		給排水設備				
		休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）					
	熱中症対策					
応急処置・緊急時対応						
その他の疾病・衛生対策						
その他	安全意識、注意喚起					
	交通規制に要する対策					
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）					
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請	

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
<b>【下請が実施する対策項目】</b>	<b>【下請が実施する対策項目】</b>
<b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生に向けた人員配置 <input type="checkbox"/> 委員会の設置 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	<b>健康診断</b> <input type="checkbox"/> 健康診断 ・ 一般定期健康診断 ・ 特定業務健康診断 ・ メンタルヘルス対策
<b>労働者の就業に当たっての措置</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生教育 ・ 雇入れ時教育 ・ 職長・安全衛生責任者教育 ・ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育 ・ 健康教育等 ・ メンタルヘルスカケアを推進するための教育研修 <input type="checkbox"/> 作業従事者への技能講習、特別教育 <input type="checkbox"/> 作業主任者への技能講習 <input type="checkbox"/> リスクアセスメント（作業手順書等） <input type="checkbox"/> 危険有害業務従事者への教育 <input type="checkbox"/> 作業従事者、作業主任者が必要な免許	<b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>【注文者が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全一般に関する事項 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

# 「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」説明書

## 「安全衛生対策項目の確認表」とは

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが重要です。

このため、国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための実効性ある施策を検討するため、実務者検討会<sup>(※1)</sup>を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元下間<sup>(※2)</sup>における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等が示されました。

「安全衛生対策項目の確認表」については、建設工事の現場において、元下間、下下間<sup>(※3)</sup>で安全衛生対策の内容を確認し、その分担(対策の実施、費用負担)を共有することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげることを目的として活用の促進が必要です。

国土交通省では、先の提言を踏まえて、学識経験者や業界団体等からなるWG<sup>(※4)</sup>において「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてきました。本説明書は今後工種ごとの確認表の作成・普及を更に促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」の考え方などを示すものです。

※1:建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

※2:元請負人(下請契約における注文者)と下請負人

※3:下請け工事として受注し、その工事の一部を他の建設業者に下請負する注文者と下請負人

※4:安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

## 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」の構成

安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)は、基本的に元下間、下下間の請負契約で行う建設工事において必要となる安全衛生対策項目を、労働安全衛生法(安衛法)や労働安全衛生規則等をベースに抽出し、安衛法の章立てに基づき整理して、主要な項目としてまとめたものです。安全衛生対策項目のうち、特に元下間、下下間で「対策の実施分担」・「費用負担」を確認する必要性が高い項目については、チェック欄を活用して明確にすることとしています。

しかしながら、安全衛生対策については、工種や工事の施工場所や施工時期等により、必要となる対策が異なり、状況にあわせて対策を講じる必要があります。本確認表は、現場での使いやすさを重視し、掲載する対策項目を絞っていますが、各対策項目の詳細については、後述の「対策項目の解説」に具体例を明記するとともに、チェック欄を設ける対策項目についても、個々の現場の状況に応じて柔軟に追加できるよう、追加項目欄を設けています。

また、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな項目については、本確認表においてチェック欄の対象項目と整理していませんが、元下間、下下間で安全衛生意識の共有を図ることは重要であることから、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな主な項目については、本確認表の下段に明記することとしています。次ページにおいて、本確認表の全体を示します。

工事名を記載  
→「当該工事」における対策であることを明確化

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請			注文者	下請	注文者	下請	
安全衛生管理体制	工事現場管理					健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施						測定機器の用意					
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体						測定環境の設定					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体						作業環境の構築	換気設備				
	作業構台・吊り構台の組立と解体							空調設備、空気清浄設備				
	昇降設備の設置と撤去							照明器具				
	土留め支保工の組立と解体							電気設備				
	保護具の着用						熱中症対策	応急処置・緊急時対応				
	墜落等による危険の防止							その他の疾病・衛生対策				
	手摺、幅木等							その他	安全意識、注意喚起			
	開口部養生					交通規制に要する対策						
	落下防護ネット・小幡ネット					公共災害に要する対策（仮囲い等）						
ロープ高所作業における危険の防止					追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	注文者	下請	注文者	下請			
飛来崩壊災害による危険の防止												
揚重用吊具												
警報設備												
避難用設備												
火災防止												
危険物の対処（立入禁止措置）												
調査の実施（埋設物調査・試掘等）												
安全点検の実施												
機械等の危険防止												
監視連絡等に要する対策												
倉庫、材料保管等												
粉じん障害防止												
石綿障害予防												
電離放射線障害防止												
特定化学物質障害予防												
鉛中毒予防												
有機溶剤中毒予防												
酸素欠乏症等防止												
労働者の就業に当たつての措置	安全衛生教育											
	作業内容変更時の教育											
	新規入場者教育											
	送り出し教育											

注文者と下請業者間で実施分担等を整理する必要性の高い項目として、整理

対策事例は詳細列挙ではなく、分かりやすさを重視

工事の特性に応じて追加項目欄に記載

法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな主な項目  
↓注文者と下請負人間で安全衛生意識の共有

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> ○安全衛生に向けた人員配置 ○委員会の設置 ○安全衛生管理体制 ○労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS) <b>労働者の就業に当たつての措置</b> ○安全衛生教育 ・ 雇入れ時教育 ・ 職長・安全衛生責任者教育 ・ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育 ・ 健康教育等 ・ メンタルヘルスクアを推進するための教育研修 ○作業従事者への技能講習、特別教育 ○作業主任者への技能講習 ○リスクアセスメント（作業手順書等） ○危険有害業務従事者への教育 ○作業従事者、作業主任者が必要な免許	<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>健康診断</b> ○健康診断 ・ 一般定期健康診断 ・ 特定業務健康診断 ・ メンタルヘルス対策 <b>追加項目</b> ○ ○ ○ ○ ○ ○
<b>【注文者が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> ○安全一般に関する事項 <b>追加項目</b> ○ ○	<p>工事の特性に応じて追加項目欄に記載</p>

## 「確認表」の使用場面と記入方法について

確認表については、以下の場面での使用を想定しています。

- ・注文者から下請負人へ見積条件を提示する際に使用する。  
(一次下請から二次下請企業へ発注する場合は、一次下請が注文者となり、二次下請から三次下請へ発注する場合は、二次下請が注文者となります。)
- ・民間発注者(個人含む)へ重要事項説明時に用いる。

確認表の記入方法は、4パターンがある。

	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
パターン1		○		○	
パターン2		○			○
パターン3			○	○	
パターン4			○		○
パターン5		—	—	—	—

- パターン1: 注文者が対策を実施し、費用についても負担する。  
 パターン2: 注文者が対策を実施し、費用は下請負人が負担する。  
 パターン3: 下請負人が対策を実施し、費用は注文者が負担する。  
 パターン4: 下請負人が対策を実施し、費用についても負担する。  
 パターン5: 工事によって対策項目を実施しない場合は「—」とする。

上記のパターンに区分できない対策項目については、対策項目を細分化するなどして、その分担を明確にすることが望ましい。

## 対策項目の解説

対策項目に関連する主な根拠法令等及び対策項目に含まれる主な具体例を下記に示します。

法令等略語

- ・法：労働安全衛生法
- ・令：労働安全衛生法施行令
- ・則：労働安全衛生規則

対策項目	対策項目に含まれる主な具体例	主な根拠法令等
工事現場管理	作業主任者の氏名等の周知、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、警報の統一等	法第 14 条、第 30 条 則第 18 条、第 635 条～ 637 条、第 642 条の 3
リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施	建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査及び SDS 等の入手、対象化学物質に係るリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置等、記録の保存	法第 28 条の 2、第 57 条 の 3 則第 24 条の 11、12、第 34 条の 2 の 8、第 577 条 の 2
固定式足場の組立と解体	型枠足場、単管足場、吊り足場、張り出し足場、ブラケット足場、抱き足場、くさび緊結式足場、屋根工事用足場、架設通路	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
固定式足場以外の作業床の組立と解体	移動式足場、移動昇降式足場、可搬式作業台、高所作業車、工事用ゴンドラ、脚立・立馬・作業台・はしご、足場板・結束バンド、番線、バインド線、針金	法第 20 条 1・3 号、第 21 条 2 項、第 28 条 1 項 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
作業構台・吊り構台の組立と解体	荷受構台、乗入構台、作業構台、揚重設備	法第 20 条 1 号 則第 2 編第 11 章
昇降設備の設置と撤去	坑内に設けた通路等、登り栈橋、階段、仮設階段、はしご道	法第 20 条 1 号、法 21 条 2 項、第 23 条 則第 556 条、第 557 条
土留め支保工の組立と解体	掘削・構造・組立、型枠支保工、橋梁架設等支保工、切梁等	法第 14 条、第 20 条 1 号、第 21 条 1・2 項、第 23 条 則第 2 編第 3 章
保護具の着用	保護帽、保護めがね、防じんマスク、耳栓、墜落制止用器具、防振手袋、保護手袋、安全靴、防護服、救命胴衣、溶接用保護面	法第 20 条、第 21 条 1 項、第 22 条 1・2・4 項 則第 3 編第 2 章
手摺、幅木等	単管パイプ、クランプ、クランプ防護カバー、端末危険部位防護カバー、スタンション、幅木	法第 21 条 2 項 則第 519 条、552 条
開口部養生	作業床の設置等	法第 21 条 2 項 則第 519 条

落下防護ネット・小 幅ネット	物体の落下による危険の防止 ※墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に 関する技術上の指針	法第 21 条 2 項
ロープ高所作業に おける危険の防止	リトラクタ式墜落阻止器具、親綱・親綱支柱	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項 則第 539 条の 2～第 539 条の 9
飛来崩壊災害によ る危険の防止	各所点検通路(支保工上他)、安全通路、落石防護ネット、防護網、 防護柵	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 2 編第 9 章第 2 節
揚重用吊具 等	ゴンドラ、ワイヤ、クランプ、チェーン、ロープ、ボックス、布袋 ※ゴンドラ安全規則	法第 20 条 1 号、第 21 条 1 項
警報設備 等	警報・危険検出システム、ベル、サイレン警報装置、風力計、雨量 計、放送設備、メガホン・マイク	法第 20 条 1 号、第 21 条、第 23 条 則第 382 条の 3、第 575 条の 14
避難用設備 等	避難誘導灯、避難所、避難用器具(空気呼吸器、携帯用照明、避 難はしご、ロープ)	法第 20 条 2 号、第 21 条 1 号、第 23 条 則第 321 条、第 389 条の 2、第 549 条、
火災防止	消火器、防災シート、消火バケツ、スパッタシート、火災報知器、有 機溶剤保管設備	法第 20 条、第 23 条、第 30 条第 1 項 6 号、第 32 条第 1 項 則第 2 編第 4 章
危険物の対処(立 入禁止措置)	立入禁止措置、危険物保安監督者	法第 20 条、第 22 条 則第 257 条、第 585 条
調査の実施(埋設 物調査・試掘等)	地下埋設物、架空線等上空施設一般	法第 20 条、第 21 条
安全点検の実施	仮設物安全点検の実施	法第 22 条第 2 項、第 31 条 則第 567 条、第 568 条、 第 655 条
機械等の危険防止	重機移動用敷き鉄板、リンクプレート、リン木(台木、枕木)、車止め (車輪止め)	法第 20 条 則第 157 条、第 160 条
監視連絡等に要す る対策	各種注意看板標識(立入禁止看板、トラロープ、音声案内装置 等)、誘導員、監視人、作業指揮者、構内電話	法第 20 条、第 21 条 則第 128 条、第 151 条の 6、第 157 条
倉庫、材料保管等	火薬庫、ガスボンベ置場、玉掛ワイヤ置場、仮設資材倉庫	法第 31 条
粉じん障害防止	発生源に係る措置、換気の実施等  ※粉じん障害防止規則	法第 22 条

石綿障害予防	事前調査及び分析調査、作業計画、事前調査の結果等の報告、作業の届出、除去等に係る措置等  ※石綿障害予防規則	法第 22 条、第 100 条
電離放射線障害防止	管理区域の明示等、線量の測定、線量の測定結果の確認、記録等、健康診断等  ※電離放射線障害防止規則	法第 22 条
特定化学物質障害予防	製造等に係る措置、用後処理、漏えいの防止、管理、特殊な作業等の管理、健康診断、保護具、製造許可等、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、報告  ※特定化学物質障害予防規則	法第 22 条
鉛中毒予防	設備、換気装置の構造性能等、管理、鉛作業主任者等、業務の管理、貯蔵等、清潔の保持等、測定、健康管理、保護具等、鉛作業主任者技能講習  ※鉛中毒予防規則	法第 22 条
有機溶剤中毒予防	設備、換気装置の性能等、管理、測定、健康診断、保護具、有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理、有機溶剤作業主任者技能講習  ※有機溶剤中毒予防規則	法第 22 条
酸素欠乏症等防止	一般的防止措置、特殊な作業における防止措置、酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習  ※酸素欠乏症等防止規則	法第 22 条
作業内容変更時の教育	機械等・原材料等の危険性又は有害性及び取り扱い方法、安全装置・有害物抑制装置又は保護具の性能及び取り扱い方法、作業手順、作業開始時の点検 等	法第 59 条 則第 35 条
新規入場者教育		法第 59 条 則第 35 条
送り出し教育		法第 59 条 則第 35 条
測定機器の用意	酸素濃度計、騒音計、温・湿度計、圧力計、	法第 65 条
測定環境の設定	騒音の測定、可燃性ガスの濃度の測定等、坑内の炭酸ガス濃度の測定等、坑内の通気量の測定、坑内の気温測定等  ※作業環境測定基準	法第 65 条 令 21 条 則第 382 条の 2、第 590 条～592 条、第 603 条、 第 612 条



換気設備	送風機、排気ダクト、排気管	法第 22 条 則第 577 条、第 579 条、 第 602 条
空調設備、空気清 浄設備		法第 23 条
照明器具	投光器、バルーン照明、スズラン灯、埋込照明、敷地内外灯	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、 第 434 条
電気設備	分電盤、キュービクル、電柱、発電機、電工ドラム	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、 第 434 条
給排水設備	高圧洗浄機、水道管、下水管	法第 23 条 則第 627 条
休憩室、仮眠設備		法第 71 条の 2 則第 3 編第 6 章
職場生活支援施設 (トイレ、洗面所等)	トイレ、洗面所、更衣室、ロッカールーム	法第 71 条の 2
熱中症対策	冷水機、製氷機、エアコン、扇風機、WBGT 測定器、熱中症飴 ※職場における熱中症予防対策マニュアル	法第 23 条
応急処置・緊急時 対応	救急用具及び材料	法第 23 条 則第 3 編第 9 章
その他の疾病・衛 生対策	分煙対策、受動喫煙防止対策	法第 22 条、第 68 条の 2、第 69 条
安全意識、注意喚 起	安全掲示板、安全旗・衛生旗、安全衛生ワッペン・腕章、安全標語・ ポスター、のぼり・垂れ幕、職長会の実施	法第 101 条 則第 18 条、第 98 条の 2
交通規制に要する 対策	ガードマン(保安員・交通整理員)、規制車、クッションドラム、カラー コーン・コーンバー、バリケード(A型、B型、単管、形鋼台)、工事中 表示板(内照式)、回転灯、規制標示看板・道路占有表示板・道路 使用標示板、標示板 ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	
公衆災害に要する 対策(仮囲い等)	万能板、フラットパネルネル、シートゲート、建築工事落下防護(朝 顔)、防音シート、防音パネル、現場出入り口のゲート、外灯、カー ブミラー ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	法第 21 条、第 22 条
安全衛生に向けた 人員配置	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進 者等、産業医等、作業主任者、統括安全衛生責任者、	法第 10 条～19 条の 2、 14、20(1)、30(1)、61 令第 2 条～5 条 則第 4 条～18 条
委員会の設置	安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会	法第 17 条～第 19 条
安全衛生管理体制	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理 者、安全衛生責任者	法第 15 条～第 16 条

労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)	※労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	則第 24 条の 2
雇入れ時教育		法第 59 条 則第 35 条
職長・安全衛生責任者教育		法第 60 条 令第 19 条 則第 40 条
安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	※労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針	法第 19 条の 2
健康教育等		法第 69 条
メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	※労働者の心の健康の保持増進のための指針	法第 69 条
作業従事者への技能講習、特別教育		法第 59 条 則第 35 条
作業主任者への技能講習		法第 14 条 令第 6 条
リスクアセスメント	作業手順書等 ※危険性又は有害性等の調査等に関する指針	法第 28 条の 2、第 57 条の 3 則第 24 条の 11、12
危険有害業務従事者への教育	※危険又は有害な業務に元に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	法第 60 条の 2
作業従事者、作業主任者が必要な免許		法第 14 条、第 26 条、66
特定業務健康診断		法第 66 条 令第 22 条 則第 45 条
メンタルヘルス対策	ストレスチェック	法第 66 条の 10
安全一般に関する事項	防火、避難設備、危険物	法第 20 条、第 30 条、第 31 条

WGなどの議論や成果等は、以下のHPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html)



【問い合わせ】国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
TEL:03-5253-8111(内線 24816) / FAX:03-5253-1555

# 〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【型枠（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生体制	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	型枠支保工・型枠支保工足場の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	親綱、親綱支柱の設置と撤去				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
警報設備					
避難用設備					
火災防止					
危険物の対処（立入禁止措置）					
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	特定化学物質障害予防				
	有機溶剤中毒予防				
酸素欠乏症等防止					
労働者に対する就業上の措置	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の保持増進のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
その他	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生に向けた人員配置 <input type="checkbox"/> 委員会の設置 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS) <input type="checkbox"/> 元請安全衛生協議組織への参画 <input type="checkbox"/> 安全衛生関係管理書類の作成、元請工事現場への届出 <b>労働者の就業に当たっての措置</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生教育 ・雇入れ時教育 ・職長・安全衛生責任者教育 ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育 ・健康教育等 ・メンタルヘルスクアを推進するための教育研修 <input type="checkbox"/> 作業従事者への技能講習、特別教育 <input type="checkbox"/> 作業主任者への技能講習 <input type="checkbox"/> リスクアセスメント（作業手順書等） <input type="checkbox"/> 危険有害業務従事者への教育 <input type="checkbox"/> 作業従事者、作業主任者が必要な免許	<b>【下請が実施する対策項目】</b> 機械並びに危険物及び有害物に関する規制 <input type="checkbox"/> 型枠加工場の安全衛生対策等 <b>健康診断</b> <input type="checkbox"/> 健康診断 ・一般定期健康診断 ・特定業務健康診断 ・メンタルヘルス対策 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<b>【注文者が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全一般に関する事項 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

# 〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【管（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
安全衛生体制	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施					
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止	手摺、幅木等				
		開口部養生				
		落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
	警報設備					
	避難用設備					
火災防止						
危険物の対処（立入禁止措置）						
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）					
	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
	倉庫、材料保管等					
	粉じん障害防止					
	石棉障害予防					
	電離放射線障害防止					
	特定化学物質障害予防					
	鉛中毒予防					
	有機溶剤中毒予防					
労働者に対する措置	安全衛生教育					
	作業内容変更時の教育					
	新規入場者教育					
	送り出し教育					

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の職場環境保持増進のための措置・快適な	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
その他	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生に向けた人員配置 <input type="checkbox"/> 委員会の設置 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS) <b>労働者の就業に当たっての措置</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生教育 <input type="checkbox"/> 雇入れ時教育 <input type="checkbox"/> 職長・安全衛生責任者教育 <input type="checkbox"/> 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育 <input type="checkbox"/> 健康教育等 <input type="checkbox"/> メンタルヘルスクアを推進するための教育研修 <input type="checkbox"/> 作業従事者への技能講習、特別教育 <input type="checkbox"/> 作業主任者への技能講習 <input type="checkbox"/> リスクアセスメント（作業手順書等） <input type="checkbox"/> 危険有害業務従事者への教育 <input type="checkbox"/> 作業従事者、作業主任者が必要な免許	<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>健康診断</b> <input type="checkbox"/> 健康診断 <input type="checkbox"/> 一般定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定業務健康診断 <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>【注文者が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全一般に関する事項 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/>

# 〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【内装仕上（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
安全衛生体制	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施					
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止	手摺、幅木等				
		開口部養生				
		落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
	警報設備					
	避難用設備					
	火災防止					
危険物の対処（立入禁止措置）						
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）					
	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
	倉庫、材料保管等					
	粉じん障害防止					
	石綿障害予防					
	電離放射線障害防止					
	特定化学物質障害予防					
	鉛中毒予防					
労働者に対する措置	安全衛生教育					
	作業内容変更時の教育					
	新規入場者教育					
	送り出し教育					

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の職場環境増進のための措置・快適な	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
その他	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生に向けた人員配置 <input type="checkbox"/> 委員会の設置 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS) <b>労働者の就業に当たっての措置</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生教育 <input type="checkbox"/> 雇入れ時教育 <input type="checkbox"/> 職長・安全衛生責任者教育 <input type="checkbox"/> 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育 <input type="checkbox"/> 健康教育等 <input type="checkbox"/> メンタルヘルスクアを推進するための教育研修 <input type="checkbox"/> 作業従事者への技能講習、特別教育 <input type="checkbox"/> 作業主任者への技能講習 <input type="checkbox"/> リスクアセスメント（作業手順書等） <input type="checkbox"/> 危険有害業務従事者への教育 <input type="checkbox"/> 作業従事者、作業主任者が必要な免許	<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>健康診断</b> <input type="checkbox"/> 健康診断 <input type="checkbox"/> 一般定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定業務健康診断 <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>【注文者が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全一般に関する事項 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

# 〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【住宅（案）】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
安全衛生管理体制管理	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施					
	安全衛生協議会の設置					
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業構台・吊り構台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具・墜落制止用器具の着用					
	墜落等による危険の防止	手摺、幅木等				
		開口部養生				
		落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
	警報設備					
	避難用設備					
	火災防止					
	危険物の対処（立入禁止措置）					
	機械並びに危険物及び有害物に関する規制	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
安全点検の実施						
機械等の危険防止						
監視連絡等に要する対策						
倉庫、材料保管等						
粉じん障害防止						
石綿障害予防						
特定化学物質障害予防						
労働者に対する措置	安全衛生教育					
	作業内容変更時の教育					
	新規入場者教育					
	送り出し教育					

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康の職場環境増進のための措置・快適な	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩所				
その他	職場生活支援施設（トイレ、洗面所等）				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生に向けた人員配置 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS) <b>労働者の就業に当たっての措置</b> <input type="checkbox"/> 安全衛生教育 <input type="checkbox"/> 雇入れ時教育 <input type="checkbox"/> 職長・安全衛生責任者教育 <input type="checkbox"/> 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育 <input type="checkbox"/> 健康教育等 <input type="checkbox"/> メンタルヘルスカケアを推進するための教育研修 <input type="checkbox"/> 作業従事者への技能講習、特別教育 <input type="checkbox"/> 作業主任者への技能講習 <input type="checkbox"/> リスクアセスメント（作業手順書等） <input type="checkbox"/> 危険有害業務従事者への教育 <input type="checkbox"/> 作業従事者、作業主任者が必要な免許	<b>【下請が実施する対策項目】</b> <b>健康診断</b> <input type="checkbox"/> 健康診断 <input type="checkbox"/> 一般定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定業務健康診断 <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>【注文者が実施する対策項目】</b> <b>安全衛生管理体制</b> <input type="checkbox"/> 安全一般に関する事項 <b>追加項目</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



令和 5 年 8 月 9 日  
不動産・建設経済局建設市場整備課

## 建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」 を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和 4 年 6 月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）（別添 1）」及び「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）説明書（以下「説明書」という）（別添 2）」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表（別添 3）を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
木下(内線 24813)、青木(内線 24816)、  
(電話)03-5253-8111【代表】、03-5253-8282【直通】